

財関第427号
平成17年3月31日

(各)税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 木村 幸俊

「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について」
の一部改正について

標記のことについて、厚生労働省医薬食品局食品安全部長から、別添のとおり、「輸入食品等監視指導業務基準」の改正に伴い、「食品等輸入監視の協力方依頼について」(昭和57年9月25日環食第203号)の別添「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い要領」を改正する旨、通知があったので、平成17年4月1日からこれにより実施されたい。

なお、この通達の制定に伴い「食品衛生法に係る輸入届出手続の改善に伴う通関の際における取扱いについて」(昭和61年5月30日蔵関第585号)は廃止する。

食安発第0330002号
平成17年3月30日

財務省関税局長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い要領」の改正について

輸入食品の監視業務については、従来から御協力いただいているところであるが、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）の施行等に伴う「輸入食品等監視指導業務基準」の改正を踏まえ、昭和57年9月25日付け環食第203号「食品等輸入監視の協力方依頼について」（厚生省環境衛生局長から大蔵省関税局長あて）の別添「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取り扱い要領」を平成17年4月1日付けで別添のとおり全部改正するので、各税関あて連絡方お願いしたい。

なお、「食品衛生法施行規則の一部改正について」（昭和61年5月27日付け衛検第143号）は廃止する。

食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱要領

1. 用語の定義

- (1) 食品：全ての飲食物をいう。ただし、薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第1項及び第2項に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。
- (2) 添加物：食品の製造の過程又は加工・保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤等により使用するものをいう。
- (3) 器具：飲食器、割ぼう具等食品・添加物の採取・製造・加工・調理・貯蔵・運搬・陳列・授与・摂取の用に供され、食品・添加物に直接接触する機械・器具等をいう。ただし、農業、水産業等における食品の採取の用に供される機械・器具等を除く。
- (4) 容器包装：食品・添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品・添加物を授与する場合はそのまま引き渡すものをいう。
- (5) おもちゃ：食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第62条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する以下のものをいう。
 - ア. 紙、木、竹、ゴム、革、セルロイド、合成樹脂、金属又は陶器製のもので、乳幼児が口に接触することをその本質とするもの
 - イ. ほおずき
 - ウ. うつし絵、折り紙及びつみき
 - エ. 次に掲げるおもちゃであって、ゴム、合成樹脂又は金属製のもの
起き上がり、おめん、がらがら、電話がん具、動物がん具、人形、粘土、乗物がん具（ぜんまい式及び電動式のものを除く）、風船、ブロックがん具、ボール及びままごと用具
- (6) 食品等：食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃをいう。
- (7) 行政検査：法第28条に基づいて食品衛生監視員が行う検査（モニタリング検査を含む。）をいう。
- (8) 登録検査機関：法第33条第1項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた法人をいう。
- (9) 輸入者：食品等を輸入しようとする者をいう。ただし、法に規定する「輸入しようとする者」には、法第54条に基づく廃棄命令等の実効性を確保する必要があることから、関税法（昭和29年法律第61号）第95条に規定する「税関事務管理人」は含まれない。
- (10) 自主検査：登録検査機関において輸入者が自主的に行う検査をいう。
- (11) 届出：法第27条の規定に基づき輸入者が行う厚生労働大臣に対する届出をいう。

2. 輸入食品等に係る検疫所の担当区域

輸入食品等に係る各検疫所の担当区域は別表1のとおりである。

3. 届出の要否

(1) 法第27条により届出を必要とする食品等は、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供し、又は営業上使用することを目的として輸入されるものであるが、輸入貨物が届出を要するか否かの判断は、その形状、使用目的、表示、その他関係書類等客観的な状況を勘案して行うが、下記アからエに掲げるものについては原則として届出の対象外として取り扱われたい。

ア. 乳幼児以外を対象としたおもちゃ

イ. 添加物、器具、容器包装及びおもちゃの原材料

ウ. 法第4条に規定された器具及び容器包装に該当しない機械、器具その他の物

エ. 国内において食品等として販売又は営業上使用することを目的としないことが明らかである次に掲げる食品等

(ア) 個人用、試験研究用及び社内検討用のもの

(イ) 10kg以下のもの

(ウ) 展示用のもの

(エ) 輸入されたその全量が再輸出されることが明らかなもの

(オ) 薬事法第2条第1項及び第2項に規定する医薬品及び医薬部外品。ただし、薬品及び医薬部外品に該当するか否かの最終的な判断は厚生労働省医薬食品局又は地方公共団体の薬事担当部局が行うものであること。

(カ) 輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号）別表第1に規定された次に掲げるもの

A. 天皇及び内廷にある皇族の使用に供せられる貨物（同表第8号）

B. 本邦に来遊する外国の元首及びその家族等並びにその従者に属する貨物（同表第9号）

C. 本邦に派遣された外国の大使、公使その他これに準ずる使節及び本邦にある外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。以下同じ。）の館員の個人的使用に供される貨物及び外国公館の使用に供される貨物（同表第10号）

D. 国又は地方公共団体の設置する学校、博物館、研究所等の施設及び私立施設（関税率法施行令（昭和29年政令第155号）第17条）に陳列する標本等並びにこれらの施設の用に供せられる試験品（同表第14号）

E. 本邦の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設から送還される公用の貨物（同表第16号）

F. 国際的な規模で開催される運動競技会の参加外国選手等の用に供されるもの（同表第19号の2）

(キ) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）別表第10に掲げる食品

A. 原塩：岩塩、海塩等精製工程を経ずに食用に供されることのない塩をいう。

B. コプラ：関税率表1203.00号に掲げるものをいう。

C. 食用油脂の製造に用いる動物性又は植物性原料油脂：牛脂、豚脂、魚油、大豆油、菜種油、やし油、パーム油等であって、精製工程を経ずに食用に供

されることのない油脂をいう。

D. 粗糖：砂糖の価格安定等に関する法律（昭和40年法律第109号）第2条第2項に規定する「粗糖」をいう。

E. 粗留アルコール：蒸留工程を経ずに食用に供されることのないアルコールをいう。

F. 糖みつ：関税率表 17.03 項に掲げるものをいう。

G. 麦芽：関税率表 11.07 項に掲げるものをいう。

H. ホップ：関税率表 12.10 項に掲げるものをいう。

(2) 届出を要しない貨物について、輸入者からその旨の証明を求められた場合には、様式第1号の検疫所確認欄に様式第2号の印を押印し、輸入者に交付するので、この印のあるものについては、届出を要しないものとして取り扱われたい。

4. 通関の際の取扱い

(1) 検査を行わないこととした場合

書類審査により検査を行わないこととした場合には、検疫所において届出書の写しに様式第3号の「輸入食品等届出済の印」（以下「届出済の印」という。）を押印したものを輸入者に返却するので、この印のあるものについては厚生労働大臣に対する届出が行われたものであるので、当該届出をもって関税法第70条の確認をされたい。

(2) 検査を行うこととした場合

ア. モニタリング検査以外の行政検査を行ったものについては、検疫所において届出書写しに「届出済の印」とともに、法第28条に基づく場合は様式第4号の「衛生検査実施」、法第26条に基づく場合は様式第5号の「命令検査実施」の印を押印し、検査の結果、食品衛生上問題のない場合には様式第6号の「合格」の印を押印したものを輸入者に返却するので、当該届出をもって関税法70条の確認をされたい。

イ. モニタリング検査を行ったものについては、検疫所において届出書写しに「届出済印」を押印し、検査結果判明前であっても輸入者に返却するので、当該届出をもって関税法第70条の確認をされたい。

ウ. 検査を行ったもののうち、法違反と判定された食品等については、様式第7号「食品衛生法違反物件通知書」によって通知するので、関税法第70条第3項に基づいて輸入の許可は与えられないようにされたい。

また、輸入者に対しては、必要に応じて

(ア) 積戻し又は廃棄すること。

(イ) 食用以外の用途に使用すること。

(ウ) 保税中に処理加工等を行い、食品衛生法上適法なものとする。

と、指示する。

なお、輸入者が上記（イ）、（ウ）の措置を講ずることとした場合、検疫所長から様式第7号の「食品衛生法違反物件通知書」とあわせて、（イ）の場合には様式第8号の「食品衛生法違反物件用途変更連絡書」を、（ウ）の場合には様式第9号の「輸入拒否条件解除確認連絡書」を税関長あて連絡するので、関税法第70条の

確認をされたい。

(3) 規則第32条第4項に規定する同一食品等の輸入計画を記載した輸入届出書の取扱いについては、以下のとおり取り扱われたい。

ア. 検疫所においては、規則第32条第4項の規定に従い、規則別表第12に示す食品の輸入届出書が提出された際には、同表に示された期間の輸入に係る輸入届出書の提出に代えることとされていることから、輸入計画を記載した輸入届出書の写しに当該期間を明示した印を押印の上輸入者に交付するので、当該輸入届出書の写しの提出があった場合には、品名及び輸入者名等について仕入書等と照合するとともに、当該輸入届出書に押印されている期間の確認を行う。

イ. 規則別表第12に掲げる食品等以外の食品等が輸入届出書の未提出のまま輸入されようとしているおそれがある場合、又は、アの押印を受けた輸入届出書の写しと異なる食品等の輸入に対し当該輸入届出書の写しを使用されているおそれがある場合には、検疫所に通報する。

5. 保税地域内での検体の収去等

(1) 行政検査においては、検疫所の食品衛生監視員に必要な応じ保税地域に立ち入らせ、蔵置されている食品等の検査のため当該貨物を開梱し、試料の収去等を行わせるので便宜を与えられたい。

なお、見本の収去を行う場合は、食品衛生監視員が様式第10号の「見本採取票」3通（税関用、採取用、輸入者用）を税関に提出し、うち2通（採取者用、輸入者用）に税関の確認印を受ける。

また、見本収去等が行われた貨物について、様式第11の「食品衛生法第28条に基づく収去開梱済の証」を貼付する。

(2) 食品等の衛生を効果的に確保するため、輸入者に対し登録検査機関で自主検査を行うよう指導するので、輸入者が自主検査を実施するため保税地域より試料として必要最少量を持ち出すことに便宜を与えられたい。

6 届書の訂正

届書事項に係る訂正については、輸入者又は担当者等の訂正印をもって訂正させ、当該箇所については、検疫所において「検疫所確認済の印」を押印し、その訂正を認めることとする。

7 その他

食品等の通関に際し、法違反の疑いがあると認められる場合又は食品等であるか否かの判断等に疑義が生じたときは、そのつど検疫所に連絡願いたい。

別 表 1

検疫所名	課（又は官）名	住 所	担 当 区 域
小樽検疫所	食品監視課	〒047-0007 北海道小樽市港町5-3 小樽港湾合同庁舎	北海道（千歳空港検疫所支所の担当区域を除く。）
千歳空港検疫所支所	検疫衛生・食品監視課	〒066-0012 北海道千歳市美々 新千歳空港内	北海道（新千歳空港に限る。）
仙台検疫所	食品監視課	〒985-0011 宮城県塩釜市貞山通り3-4-1 塩釜港湾合同庁舎	青森県 岩手県 宮城県（仙台空港検疫所支所の担当区域を除く。） 秋田県 山形県 福島県
仙台空港検疫所支所	検疫衛生・食品監視課	〒989-2401 宮城県名取市下増田字南原 仙台空港新旅客ターミナルビル	宮城県（仙台空港に限る。）
成田空港検疫所	食品監視課	〒282-8691 千葉県成田市駒井野字天並野2159	千葉県（成田市、香取郡大栄町、香取郡多古町及び山武郡芝山町に限る。）
東京検疫所	食品監視課	〒135-0064 東京都江東区青海2-56 東京港湾合同庁舎	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 東京都（東京空港検疫所支所の担当区域を除く。） 山梨県 長野県
千葉検疫所支所	食品監視第二課	〒273-0016 千葉県船橋市潮見町32-5 船橋港湾合同庁舎	千葉県（野田市、柏市、流山市、松戸市、鎌ヶ谷市、船橋市、習志野市、浦安市、市川市及び東葛飾郡に限る。）
千葉検疫所支所	検疫衛生・食品監視課	〒260-0024 千葉市中央区中央港1-12-2 千葉港湾合同庁舎	千葉県（成田空港検疫所及び東京検疫所食品監視第二課の担当区域を除く。）
東京空港検疫所支所	検疫衛生・食品監視課	〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-4-4 東京国際空港国際線旅客ターミナルビル	東京都（東京国際空港に限る。）

川崎検疫所支所	統括食品監視官	〒210-0869 川崎市川崎区東扇島6-10 かわさきファズ物流センター	神奈川県（川崎市に限る。）
横浜検疫所	食品監視課	〒231-0002 横浜市中区海岸通1-1 横浜第二港湾合同庁舎	神奈川県（川崎検疫所支所の担当区域を除く。）
新潟検疫所	食品監視課	〒950-0072 新潟市竜が島1-5-4 新潟港湾合同庁舎	新潟県
名古屋検疫所	食品監視課	〒455-0045 名古屋市港区築地町11-1	岐阜県 愛知県（中部空港検疫所支所の担当区域を除く。）
清水検疫所支所	統括食品監視官	〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町9-1 清水港湾合同庁舎	静岡県
中部空港検疫所支所	検疫衛生・食品監視課	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア1-1 中部空港合同庁舎	愛知県（中部国際空港に限る。）
四日市検疫所支所	検疫衛生・食品監視課	〒510-0051 三重県四日市市千歳町5-1 四日市港湾合同庁舎	三重県 和歌山県（新宮市及び東牟婁郡に限る。）
大阪検疫所	食品監視課	〒552-0021 大阪市港区築港4-10-3 大阪港湾合同庁舎	富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府（関西空港検疫所の担当区域を除く。） 奈良県 和歌山県（四日市検疫所支所の担当区域を除く。）
関西空港検疫所	食品監視課	〒549-0021 大阪府泉南市泉州空港南1番地 関西空港地方合同庁舎	大阪府（関西国際空港に限る。）
神戸検疫所	食品監視課	〒652-0866 神戸市兵庫区遠矢浜町1-1	兵庫県（神戸検疫所食品監視第二課の担当区域を除く。） 岡山県 徳島県 香川県

	食品監視第二課	〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東4-16 神戸航空貨物ターミナル	兵庫県（神戸市東灘区及び灘区に限る。）
広島検疫所	食品監視課	〒734-0011 広島市南区宇品海岸3-10-17 広島港湾合同庁舎	広島県（広島空港検疫所支所の担当区域を除く。） 愛媛県 高知県
	衛生・食品監視課境分室	〒684-0034 鳥取県境港市昭和町9-1 境港港湾合同庁舎	鳥取県 島根県
広島空港検疫所支所	検疫衛生・食品監視課	〒729-0416 広島県豊田郡本郷町大字善入寺字 平岩64-31 広島空港ターミナルビル	広島県（広島空港に限る。）
福岡検疫所	食品監視課	〒812-0031 福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎	福岡県（門司検疫所支所及び福岡空港検疫所支所の担当区域を除く。） 佐賀県 長崎県（長崎検疫所支所の担当区域を除く。） 熊本県 大分県
門司検疫所支所	統括食品監視官	〒801-0841 北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎	福岡県（北九州市、直方市、飯塚市、田川市、山田市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡に限る。）
	統括食品監視官下関分室	〒750-0066 山口県下関市東大和町1-7-1 下関港湾合同庁舎	山口県
福岡空港検疫所支所	検疫衛生・食品監視課	〒816-0051 福岡市博多区大字青木739 福岡空港国際線旅客ターミナルビル	福岡県（福岡空港に限る。）
長崎検疫所支所	検疫衛生・食品監視課	〒850-0952 長崎市戸町4-32-5	長崎県（壱岐市及び対馬市を除く。）

鹿児島検疫所支所	検疫衛生・食品監視課	〒892-0822 鹿児島市泉町18-2-31 鹿児島港湾合同庁舎	宮崎県 鹿児島県
那覇検疫所	食品監視課	〒900-0001 那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎	沖縄県（那覇空港検疫所支所の担当区域を除く。）
那覇空港検疫所支所	検疫衛生・食品監視課	〒901-0142 那覇市字鏡水174	沖縄県（那覇空港に限る。）

様式第1号

年 月 日

検 疫 所 長 殿

輸入者住所
" 氏名

印

確 認 願

下記の貨物は 個人使用
展示用
試験研究用 であり、食品衛生法第27条に基づく届出の
装飾用
その他〔備考欄に記載〕

必要のない貨物であるので確認願います。

記

- ・品 名
- ・積込数量及び重量
- ・船舶の名称又は
航空機の便名
- ・到 着 年 月 日
(展示用又は試験研究用の場合に記入してください。)
- ・展 示 場 所 又 は
試験所名、試験内容
- ・残余貨物処理方法
- ・備 考

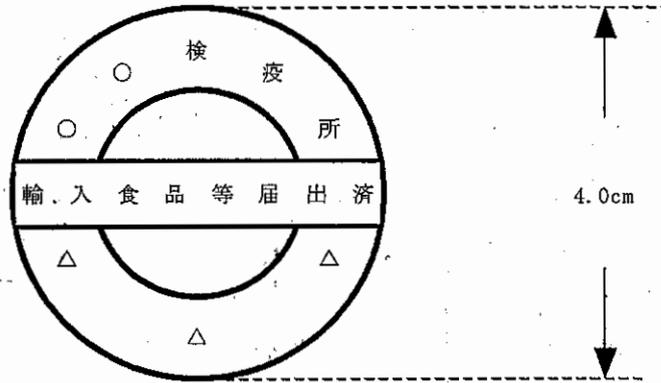
検疫所確認欄

様式第 2 号

	← 10.0 cm →
↑ 4.0 cm ↓	当該食品等は、食品衛生法第 27 条の規定に基づく届出を要するものに該当しないものと認めます。 ○○検査所

- 注 1 黒色を用いること。
2 検査所確認欄に押印すること。

様式第3号



- 注 1 青色を用いること。
 2 △△△欄は下表のとおりとすること。
 3 届出書届出済印欄に押印すること。

小樽検疫所	OTARU
千歳空港検疫所支所	CHITOSE A. P
仙台検疫所	SENDAI
仙台空港検疫所支所	SENDAI A. P
成田空港検疫所	NARITA A. P
東京検疫所 食品監視課	TOKYO I
食品監視第二課	TOKYO II
千葉検疫所支所	CHIBA
東京空港検疫所支所	HANEDA A. P
川崎検疫所支所	KAWASAKI
横浜検疫所	YOKOHAMA
新潟検疫所	NIIGATA
名古屋検疫所	NAGOYA
清水検疫所支所	SHIMIZU
中部空港検疫所支所	CYUBU A. P
四日市検疫所支所	YOKKAICHI
大阪検疫所	OSAKA
関西空港検疫所	KANSAI A. P
神戸検疫所 食品監視課	KOBE I
食品監視第二課	KOBE II
広島検疫所	HIROSHIMA
境分室	SAKAIMINATO
広島空港検疫所支所	HIROSHIMA A. P
福岡検疫所	FUKUOKA
門司検疫所支所	MOJI
下関分室	SHIMONOSEKI
福岡空港検疫所支所	FUKUOKA A. P
長崎検疫所支所	NAGASAKI
鹿児島検疫所支所	KAGOSHIMA
那覇検疫所	NAHA
那覇空港検疫所支所	NAHA A. P

様式第4号

衛 生 検 査 実 施 年 月 日	↑
検 査 項 目	↑ 4 cm
	↑ 1.3 cm 2 cm ↓ ↓ ↓

← 5 cm →

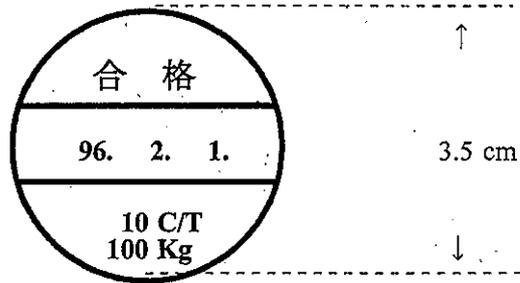
- 注 1 赤色を用いること。
2 検査項目を朱記すること。

様式第5号

命令検査実施 年 月 日	↑
検査項目	↑ 4 cm
	↑ 2 cm ↓ 1.3 cm ↓ ↓
← 5 cm →	

- 注 1 赤色を用いること。
2 検査項目を朱記すること。

様式第6号



- 注 1 黒色を用いること。
2 合格数重量を朱記すること。

第 年 月 日
号

税 関 長 殿

検 疫 所 長

食品衛生法違反物件通知書

下記の物件は、食品衛生法第 条に違反するものであるから関税法第70条第3項の規定により輸入許可を与えないようお願いする。

なお、食用以外の用途に使用又は保税中に処理加工等を行い食品衛生法違反の要件が解除された場合は、その旨連絡するので申し添える。

記

- 1 品 名
- 2 届出数量及び重量
- 3 違反数量及び重量
- 4 輸 入 者 住 所
氏 名
- 5 到 着 年 月 日
- 6 検 査 年 月 日
- 7 届 出 受 付 番 号
- 8 保 管 場 所
- 9 備 考

様式第8号

第 号
年 月 日

税 関 長 殿

検 疫 所 長

食品衛生法違反物件用途変更連絡書

年 月 日 第 号をもって、輸入許可を与えられないよう通知した下記の違反物件について、輸入者から として輸入したい旨申し出がありましたので、その旨連絡します。

記

- 1 品 名
- 2 届出数量及び重量
- 3 違反数量及び重量
- 4 輸 入 者 住 所
氏 名
- 5 届 出 受 付 番 号
- 6 保 管 場 所
- 7 備 考

様式第9号

第 年 月 日 号

税 関 長 殿

検 疫 所 長

輸入拒否条件解除確認連絡書

年 月 日 第 号をもって、輸入許可を与えられないよう通知した下記の物件については、当方において輸入者を指導したところ、今般、次のような処置を行うことを確認し、食品衛生法違反の事実が解消したことを確認したので、輸入許可を与えられるよう連絡いたします。

処置方法

記

- 1 品 名
- 2 数量及び重量
- 3 輸入者住所
氏 名
- 4 届出受付番号
- 5 保 管 場 所
- 6 備 考

様式第10号

見 本 採 取 票

整理番号

年 月 日

殿

検疫所食品衛生監視員

印

食品衛生法第28条の規定により、検査のため採取したから
通知します。

採取した貨物	品 名 ・ 銘 柄	数 量
積載船（機）名		入港年月日 年 月 日
蔵置場所		採取年月日 年 月 日
B/L No.		申告番号
採取職員所属 氏 名	印	
見本処理区分	<input type="checkbox"/> 返 却 <input type="checkbox"/> 保 存 <input type="checkbox"/> 分 析	
返 却 欄	申告者受取印	受取年月日
備 考		

(注) 太線枠内は税関職員記入欄

(用紙の大きさは、日本工業規格B列6番又はA列5番とする。)

様式第 11 号

← 9 cm →

↑
7 cm
↓

食品衛生法第 28 条に基づく

収去 済の証

開梱

収去数量

年 月 日

○ ○ 検 疫 所

この様式は緑色とし、字は黒色とすること。